

子育て支援員（仮称）研修制度の検討について

1. 検討の目的

子ども・子育て支援新制度では、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等の事業が新たに子ども・子育て支援法に基づく給付・事業となることから、これらの事業が拡充されるとともに、社会的養護についても、より家庭的な養育環境の整備を推進することとしており、これらの分野に従事する人材の確保が必要となっている。

このため、これらの分野に従事していただくために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員(仮称)」として認定し、これらの分野において従事していただくことを目的とした子育て支援員(仮称)研修制度を創設することから、必要となる研修のカリキュラム・時間等について検討を行うものとする。

2. 検討会での検討項目

- ① 子育て支援員(仮称)研修の具体的な内容（研修カリキュラム・時間の検討）
- ② ①のほか、子育て支援員（仮称）の制度化に向けて専門的な検討を要する事項

3. 具体的な検討項目

(1) 第1回検討会での論点

- ①研修の枠組み・内容について
 - ・利用者支援事業の取り扱い
 - ・地域子育て支援拠点事業に従事する者の研修の必要性
 - ・事業特性に応じた研修の必要性
- ②研修ガイドラインの作成について
- ③フォローアップ研修・現任研修について
- ④研修対象者について
- ⑤研修制度の具体的枠組み（認定情報の管理など）

(2) 子育て支援員（仮称）研修の構成・科目等

研修の具体的な内容について、共通研修の科目内容（案）等を整理し、これを踏まえ各専門研修WTで専門研修等の具体的な内容を検討。

(3) その他